

## 国民健康保険に加入している方へ

# 葬祭費が支給されます。

※国民健康保険に加入している方が死亡されたとき、国民健康保険から葬祭費がその葬祭を行う人に支給されます。ただし、社会保険等の被保険者（本人）だった方が、退職後3か月以内に死亡され、社会保険等からの支給がある場合は、支給できませんのでご了承ください。

支給金額 50,000円

### 申請方法

#### 1 申請場所

市役所保険年金課1階8番窓口、各支所市民福祉課保険年金担当

#### 2 取扱時間

月曜～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

#### 3 持参するもの

国民健康保険被保険者証

（世帯主が死亡された場合は、世帯全員のものがが必要です。）

葬祭を行う人（喪主）の身分証（運転免許証等）

（喪主以外の方が申請に来庁される場合は、その方の身分証もが必要です。）

葬祭を行う人（喪主）の確認ができるもの

（葬儀の領収書・会葬礼状など、喪主及び故人の氏名が載っているものが  
必要です。）

葬祭を行う人（喪主）名義の預金口座のわかるもの

#### 4 支給方法

口座振込（申請日から約1か月後）

問い合わせ先

高崎市役所保険年金課国保担当（1階8番窓口）

TEL 027-321-1236（直通）

## 葬祭費支給申請書

金額	円
----	---

被保険者証 の 番 号			
死亡者氏名		国保適用 開始年月日	年 月 日
死亡年月日	年 月 日	葬祭年月日	年 月 日
死亡の原因	1：第三者行為（交通事故等） 2：その他（自損事故・疾病等）		

上記のとおり申請します。

年 月 日

（宛先）高崎市長

住 所

葬祭を行う人

氏 名

（死亡者との続柄）

電話番号

下記口座に振込んでください。

	金融機関名	支店名	預金 種目	支店 コード	口座番号
葬祭を 行う人	銀行・信金 農協・信組	本店 支店	普通 当座		
	（フリガナ） 口座名義人				

※葬祭を行う人の口座へ振込みができない場合はご相談ください。

回 収 (証・限・高・特)	取扱者	受 付
交 付 (証・限・高・特)		
入 力		